

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人久米福社会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久米福社会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員、人事委員をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、月額及び日額報酬をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員については、月額報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた日額報酬を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 常勤役員が職務のため出張する場合は、当法人の職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

- 2 非常勤役員等が法人の業務のため出張する場合は、別表3に定める報酬及び旅費等を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、当法人の職員給与規程に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月に途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定に関わらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算金額に1円未満の端数を生じた場合においては、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2025年7月1日から施行する。

別表 1（常勤役員の報酬）

役職名	報 酬
理事長 法人を代表し業務を執行する	—
業務執行理事 理事長を補佐し業務を分担、執行する	—

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員（日額）

項 目	報 酬
評議員会への出席	支給額は、源泉徴収税額表の税額を控除し、日額１０,０００円を支給する。
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	同上

（２）理事

① 理事長（月額）

項 目	報 酬
法人を代表し業務を執行する	支給額は、源泉徴収税額表の税額を控除し、月額５０,０００円を支給する。

② ①以外の理事（日額）

項 目	報 酬
理事会・評議員会への出席	支給額は、源泉徴収税額表の税額を控除し、日額１０,０００円を支給する。
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	同上

（３）監事（日額）

項 目	報 酬
理事会・評議員会への出席	支給額は、源泉徴収税額表の税額を控除し、日額１０,０００円を支給する。
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	同上

(4) 評議員選任・解任委員（日額）

項 目	報 酬
評議員選任・解任委員会への出席	支給額は、源泉徴収税額表の税額を控除し、日額１０,０００円を支給する。

(5) 苦情解決第三者委員（日額）

項 目	報 酬
苦情解決第三者委員会への出席	支給額は、源泉徴収税額表の税額を控除し、日額１０,０００円を支給する。

(6) 地域連携推進員（日額）

項 目	報 酬
地域連携推進会議への出席	支給額は、源泉徴収税額表の税額を控除し、日額１０,０００円を支給する。

別表３（非常勤役員等の出張に関する報酬及び旅費等）

項 目	報 酬
出張業務報酬（日額）	支給額は、源泉徴収税額表の税額を控除し、日額１０,０００円を支給する。
旅費	実 費
その他業務遂行のための経費	実 費